

休日の部活動の地域移行に向けた 取組方針

令和5年5月
学校教育部

目 次

第1章 部活動改革の検討経緯について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 国の検討経緯・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 市の検討経緯・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第2章 国における部活動改革の方向性について・・・・・・・・	3
1 休日の活動の在り方等の検討・・・・・・・・	3
2 検討体制の整備・・・・・・・・	3
3 段階的な体制の整備・・・・・・・・	4
第3章 市の方策について・・・・・・・・	5
1 実施体制・・・・・・・・	5
2 活動・・・・・・・・	5
(1) 運営団体・実施主体・・・・・・・・	5
(2) 指導者・・・・・・・・	5
ア 指導者・・・・・・・・	5
イ 指導者の質の保障（研修）・・・・・	6
ウ 教師等の兼職兼業・・・・・・・・	7
(3) 活動場所・・・・・・・・	7
(4) 大会・・・・・・・・	8
ア 大会等の在り方・・・・・・・・	8
イ 大会等への参加の引率・・・・・・・・	8
ウ 大会運営への従事・・・・・・・・	8
(5) 費用・・・・・・・・	8
ア 受益者負担・・・・・・・・	8
イ 経済的に困窮する家庭の生徒への支援・・・・・	9
(6) 保険・・・・・・・・	9
(7) 学校との連携等・・・・・・・・	10
(8) 段階的推進・・・・・・・・	10

第1章 部活動改革の検討経緯について

1 国の検討経緯

中学校等の運動及び文化部活動（以下「部活動」という。）は、生徒のスポーツ及び文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生徒の自主的・自発的な参加による活動を通じて、達成感の獲得、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するとともに、自主性の育成にも寄与してきた。

また、異年齢との交流の中で、生徒同士や教師と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなどの教育的意義に加え、参加生徒の状況把握や意欲向上、問題行動の発生抑制など、学校運営上も意義があった。

あわせて、生徒がスポーツや文化芸術活動の「楽しさ」や「喜び」を味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフや文化芸術活動を継続する資質・能力の育成などの意義も有してきた。

しかし、少子化が進展する中、部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。また、学校の働き方改革が進む中、専門性や意思にかかわらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、より困難なものになる。

よって、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要がある。

平成30年にスポーツ庁及び文化庁が策定した部活動の在り方に関する総合的なガイドラインには、「学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能なスポーツ環境整備、芸術文化等の活動のための環境整備を進める」ことが示されている。

また、平成31年の中央教育審議会の答申¹においては、「地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進め、環境を整えた上で、将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきである」と示されている。

さらに、令和元年、国会において、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議²で「部活動を学校単位から地域単位の取組とし、学校以外の主体が担うことについて検討を行い、早期に実現すること」が指摘されており、令和2年にはスポーツ庁及び文化庁から「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」が示され、文部科学省の事務連絡⁴においては、「令和5年度以降、休日³の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととする」とされた。

¹ 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」（中央教育審議会 平成31年1月答申）

² 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院令和元年11月、参議院同年12月）

これらを受けて、令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行を着実に実施するなど、部活動改革を推進する具体的な方策等を検討するため、令和3年に運動部活動の地域移行に関する検討会議が設置された。また、令和4年には、文化部活動においても、地域移行に関する検討会議が設置された。検討会議では、地域移行を円滑に進めていく上で解決すべき様々な課題とその改善に向けた方策として、①「新たなスポーツ環境」「新たな文化芸術等に親しむ環境」の在り方やその充実方策、②「スポーツ団体等」「文化芸術団体等」の整備や支援、③「指導者」の質の保障・量の確保方策、④「スポーツ施設」「文化施設」の確保方策、⑤「大会・コンクール」の在り方、⑥「会費」や「保険」の在り方、⑦「学習指導要領など関連諸制度等」の在り方及び達成時期などについて検討を行い、令和4年6月及び8月には、検討会議から各提言が示された。

これらを受けて、令和4年12月にスポーツ庁及び文化庁から「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が示された。これは、平成30年のスポーツ庁及び文化庁のガイドラインを統合し、全面的に改定したものである。

2 市の検討経緯

本市では、平成30年度、部活動の在り方に関する総合的なガイドラインに則りながら、様々な課題を解決しつつ、部活動がより一層効率的・効果的に行われ、生徒の健全な成長を支え、これまで以上の教育的成果が上がることを期待して「浜松市立中学校部活動運営方針」を策定した。これにより、生徒の部活動加入については「自主選択制」が原則となり、休養日（平日1日、週末1日）や活動時間（平日2時間程度、週末3時間程度）が明確となった。

また、国の動きに合わせ、有識者や保護者・地域・学校・中学校体育連盟（以下「中体連」という。）・中学校文化連盟（以下「中文連」という。）・スポーツ関係団体・学校教育部・市民部（文化振興担当）などの代表で構成される浜松市地域部活動検討委員会を令和3年7月に設置し、令和4年5月には文化関係団体を加え、本市における休日の部活動の地域移行について検討を進めてきた。検討を進めるに当たっては、モデル校を設け、本市の生徒や保護者、教師等にとって、持続可能な活動となるよう運営団体・実施主体⁵や指導者、活動場所、大会、費用等の多岐にわたる内容について検討を進めた。

こうした中、令和4年12月にスポーツ庁及び文化庁から「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が示された。

これにより、平成30年に策定した「浜松市立中学校部活動運営方針」を改定していくことになるが、まずは、休日の部活動の地域移行に向けて、本取組方針を策定することとした。

³ 地方公共団体の条例上「休日」と定められている日を指し、ほとんどの場合は土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始の休日。

⁴ 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」（令和2年9月 文部科学省）

⁵ 各地域クラブ活動を統括する運営団体や個別の地域クラブ活動を実際に行う実施主体。運営団体と実施主体は、同一の団体となる場合も考えられる。

第2章 国における部活動改革の方向性について

令和4年6月及び8月に、スポーツ庁及び文化庁が設置した部活動の地域移行に関する検討会議から各提言が示された。今後、国はこれを踏まえた学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動（以下「地域クラブ活動」という。）への移行に取り組む。

地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものでもある。したがって、地域クラブ活動は、学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図る。

学校部活動の地域クラブ活動への移行といった新たなスポーツ・文化芸術環境の整備を進めるに当たっては、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に以下のことに取り組む必要がある。

1 休日の活動の在り方等の検討

中学校の生徒のスポーツや文化芸術等に親しむ環境について、学校単位から地域単位での活動に変え、少子化の中でも、将来にわたりスポーツや文化芸術等に継続して親しむことができる機会を確保する。

改革の方向性としては、まずは、休日の部活動から段階的に地域移行していくことを基本とする。その際、平日の部活動の地域移行についても視野に入れ、休日の部活動の地域移行とともにできるところから取り組む。

2 検討体制の整備

- ・都道府県及び市区町村は、首長部局や教育委員会の中の地域スポーツ・文化振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会等を設置し、アンケートなどを通じて生徒のニーズを適宜把握しつつ、新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法等を検討し、実行する。また、協議会等における検討状況等については、随時ホームページ等で公開する。
- ・都道府県及び市区町村は、今後は地域のスポーツ・文化芸術環境の整備を進める観点から、学校の設置・管理運営を担う担当部署との緊密な連携・協力に基づき、地域スポーツ・文化振興担当部署や生涯学習・社会教育担当部署が中心となって取り組むことが考えられる。その際、健康増進や社会福祉・医療、まちづくりの担当部署等の他、地域スポーツ・文化コミッションや地域おこし協力隊等との連携も考えられる。また、スポーツ推進委員が市区町村と地域スポーツ団体等との連携調整を担うことも期待される。
- ・都道府県及び市区町村の体育・スポーツ協会や文化振興財団・文化協会などの団体は、地域の各スポーツ・文化芸術団体等の取組の助言・支援を行う。

- ・都道府県及び市区町村の競技団体又は生徒のスポーツ・文化芸術活動に関わる各分野の関係団体等は、中央競技団体等の支援や助言を受けつつ、各競技種目の指導者の養成・派遣や活動プログラムの提供などにより、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に参画する。
- ・学校は、生徒の教育や健全育成に関する専門性と実績を生かし、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に関して、都道府県及び市区町村の関係部署や地域におけるスポーツ・文化芸術団体等と協力・協働する。

3 段階的な体制の整備

学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に当たっては、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、生徒の体験格差を解消する観点から、以下のような体制の整備を段階的に進める必要がある。

- ・市区町村が運営団体となり、あるいは市区町村が中心となって社団法人やNPO法人等の運営団体を設立して、スポーツ・文化芸術団体、大学、民間事業者、地域学校協働本部等と連携して、学校施設を活用して行われる活動に、指導者を派遣する体制。
- ・総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、クラブチーム、プロチーム、フィットネスクジム、民間事業者、大学や、地域の体育・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体など多様な運営団体・実施主体が、社会体育・教育施設や文化施設、自らの保有する施設を活用して、多様な活動に親しむ機会を確保し、中学校等の生徒が参加する体制。

第3章 市の方策について

1 実施体制

本市においては、学校教育部や市民部（文化振興担当）、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる地域クラブ活動協議会を令和5年度に設置し、持続可能で、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる環境を実現する、具体的な方策を検討する。

2 活動

（1）運営団体・実施主体

学校部活動の地域移行に向けては、単に学校部活動の延長として実施するのではなく、幅広い視野で、多様な年齢層とともに、複数の学校の生徒が主体的に選択し、スポーツや文化芸術等に親しむことができる環境づくりが必要である。また、本市におけるスポーツ、文化芸術等に親しむ活動や機会を提供している組織・団体は多様であるため、地域の実情に応じた運営体制を構築する必要がある。

運営団体・実施主体としては、中学校地域クラブ⁶、浜松市スポーツ協会に加盟する各競技団体、NPO法人、民間事業者などが考えられる。

さらに、保護者会や複数の学校の部活動が統合して設立する団体等、学校と関係する組織・団体も想定される。

<方策>

- ・生徒が安心して活動できる環境を整備することが重要であり、運営団体・実施主体となる団体の整備充実や保護者・学校・地域の連携が必要不可欠である。地域の実情を把握した上で、既存の環境を生かしつつ、競技・大会志向で特定の種目や分野に継続的に専念する活動だけではなく、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術等に親しむ多様な活動を支援する。

（2）指導者

ア 指導者

指導者については、運営団体・実施主体が確保する必要がある。

運営団体・実施主体に属する構成員の他、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者、静岡県スポーツ協会の「しずおかスポーツ人材バンク」に登録しているスポーツ指導者、保護者、地域のスポーツ・文化芸術活動の経験者、部活動指導の経験者などが考えられる。

⁶ 休日の昼間において、保護者や地域が主体となり、子供がスポーツ・文化活動に自主的に取り組む場（学校部活動の枠を超えてもっとやりたい子供や保護者の気持ちに添えるもの）。令和元年度に設立され、教育委員会に届出し、登録される。

＜方策＞

- ・地域において、専門性や資質・能力を有する指導者を確保するため、学校運営協議会から意見を聴取する。
- ・地域クラブ活動とのマッチングシステムの導入を検討するほか、人材バンク等の仕組みづくりを進める。

イ 指導者の質の保障（研修）

指導者は、部活動の意義を理解した上で、生徒のスポーツ・文化芸術への興味関心の向上や体力・技能の向上に資する指導を行うことができるよう、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、部活動指導員⁷と同様の研修⁸を行うことが望ましい。

指導者については、量の確保とともに、質の確保も課題であり、必要に応じて、専門性の向上や公認ライセンスが重要な視点となる。

そのため、指導者として携わるためには、以下の点について留意していくことが求められる。

【指導の質の確保】

- ・生徒にとってふさわしい環境を整備するため、専門性や資質・能力を有する指導者を確保する。

【学校との連携】

- ・これまでの部活動の意義や役割を、地域単位の活動においても継承・発展させ、新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携をする。

【安心・安全な体制づくり】

- ・生徒の安全の確保や、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の根絶、生徒の基本的人権の保障や権利利益の擁護の観点に留意する。
- ・発達の個人差や成長期における体と心の状態に関する正しい知識を習得することができるようにする。
- ・主に文化部活動で留意する必要がある著作権についても研修等を行い、地域における文化芸術活動の中で理解を深められるようにする。

⁷ 部活動指導員は、学校教育法施行規則第78条の2に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する」学校の職員（平成29年4月1日施行）。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

⁸ 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（平成29年3月14日付け28ス庁第704号）」において、研修、生徒の事故への対応、適切な練習時間や休養日の設定、生徒、保護者及び地域に対する理解の促進等について示されている。

※指導者に暴力等の問題となる行動が見られた場合への対応について、公平・公正に対処できる取組を着実に推進するとともに、その実施状況の評価・分析を行い、より実効性を高める改善を行う体制づくりを検討していく。また、指導者だけでなく、運営団体・実施主体の代表においても同様な対応が求められていく。

＜方策＞

- ・指導者については、人材バンクを通じた登録制とし、登録基準等について検討する。
- ・質の保障という観点から、それを補完する研修等の実施について検討する。
- ・生徒からの相談窓口を設置する。

ウ 教師等の兼職兼業

報酬を受けて地域クラブ活動に従事する場合、公立学校の教師等については、学校以外の主体である地域団体の業務に従事することとなるため、地方公務員法や教育公務員特例法の規定に基づき、教育委員会の兼職兼業の許可を得る必要がある。

教育委員会が兼職兼業の許可をする際には、教師等の本人の意思を尊重する。また、勤務校等における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことを事前に確認し、検討して許可する。

地域のスポーツ・文化芸術団体等は、教師等を指導者として雇用等する際には、居住地や、異動や退職等があっても当該教師等が当該団体等において指導を継続する意向の有無等を踏まえて、継続的・安定的に指導者を確保できるよう留意する。

(3) 活動場所

活動場所は、小中学校をベース拠点として位置付け、その他、公共施設や民間施設等も活用する。

《活動場所の例》

- 学校施設（グラウンド、体育館、柔剣道場、テニスコート、特別教室等）
- 公共のスポーツ施設
- 公共の社会教育施設や文化施設
- 地域のスポーツ施設
- 地域の文化施設
- 民間事業者が有する施設 等

＜方策＞

- ・学校施設の利用に関しては、地域移行に協力しようとするスポーツ・文化芸術団体等が優先的に利用できるものとする。
- ・利用の際に発生する事務負担等、直接、教師等に負担がかからないよう、キーレス等の環境整備を進めるとともに、利用実態に則した学校施設の環境整備を進める。
- ・活動を行う団体等が、学校施設、社会教育施設をはじめとするスポーツ施設や文化

施設等を利用する場合の経費等の負担軽減や利用しやすい環境づくりについての支援策を検討する。

(4) 大会

新たな地域クラブ活動を実施するに当たっては、活動の成果発表の場である大会やコンクール等において、学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じて、持続可能な運営がされることが必要である。ここでは、地域クラブ活動の実施にともない、あるべき大会等の在り方について以下に示す。

ア 大会等の在り方

- ・市中体連並びに教育委員会は、地域クラブ活動協議会等の場を活用し、中学校の生徒が参加する大会等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することが、生徒や指導者の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請する。

イ 大会等への参加の引率

- ・大会等の主催者は、学校部活動における大会等の引率は、部活動指導員が単独で担うことや、外部指導者や地域のボランティア等の協力を得るなどして、生徒の安全確保等に留意しつつ、できるだけ教師が引率しない体制を整える旨を、大会等の規定として整備し、運用する。
- ・地域クラブ活動における大会等の引率は、実施主体の指導者等が行うこととし、大会等の主催者はその旨を大会等の規定として整備し、運用する。

ウ 大会運営への従事

- ・大会等の主催者は、自らの団体等に所属する職員に大会運営を担わせ、人員が足りない場合は、大会主催者が大会開催に係る経費を用いてスポーツ・文化芸術団体等に外部委託をするなど、適切な体制を整える。
- ・教育委員会や校長は、大会運営に従事する教師等の服務上の扱いの明確化や兼職兼業の許可について、適切な服務監督を行う。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、当該団体等の規定等に基づき、必要に応じて大会運営に従事する指導者の兼職兼業等の適切な勤務管理を行う。

(5) 費用

ア 受益者負担

中学校等の生徒が地域クラブ活動に参加する際には、受益者負担として、所属するスポーツ団体や文化芸術団体等に会費を支払うこととなるが、学校部活動の部費と比べて金額が上がるのが想定される。

地域クラブ活動に参加する生徒やその保護者、地域住民については、一方的にサー

ビスを享受する消費者、受益者という立場ではなく、地域の団体の運営者、指導者等と共に地域において質の高いスポーツ活動や文化芸術活動を維持し、よりよい環境をつくっていく一員であるという意識を醸成していく必要がある。

また、地域のスポーツ団体や文化芸術団体等の会費は、サービスの対価という趣旨だけでなく、地域で活動する団体等の運営を担う一員として分担するものであるという意識を醸成していく必要がある。

そのため、例えば、生徒やその保護者の代表者も、所属する団体等の運営に積極的に参画できるようにするなどの取組を進めることが考えられる。

イ 経済的に困窮する家庭の生徒への支援

経済的に困窮する家庭においては、会費を支払うことが難しく、活動に参加できないことも想定される。家庭の経済状況等にかかわらず、誰でもスポーツや文化芸術等に親しむ機会を確保することは重要な課題である。

<方策>

- ・経済的に困窮する家庭の生徒の地域クラブ活動への参加費用の支援等の取組を進める。
- ・学校部活動の地域移行などの変革期において、地域の生徒たちを応援するため、企業や地元出身のスポーツ選手や文化人などから協力が得られることも期待できるため、今後のジュニアスポーツの支援体制づくりと並行し、基金や協力資金の受け入れ方について検討する。

(6) 保険

地域クラブ活動については、災害共済給付制度の対象外であるため、安心して地域でスポーツや文化芸術活動に参加できるよう、スポーツ保険等に参加する必要がある。あわせて、自身の怪我だけでなく、他人に怪我をさせてしまう場合等も踏まえて、個人賠償責任保険も必要となる。

また、指導を受ける生徒だけでなく、指導者についても、指導等の最中に怪我をすることや、指導している生徒に対して怪我をさせてしまうことなども想定され、指導者も保険に加入することが望まれる。また、個人賠償責任保険にも加入するよう促す必要がある。

各団体においては、各競技、分野等の特性やこれまでの怪我や事故の発生状況等を踏まえ適切な補償内容・保険料であるスポーツ保険を選定し、各団体への加盟に当たって、指導者や参加者等に対して指定する保険加入を義務付けるなど、怪我や事故が生じても適切な補償が受けられるようにする必要がある。

(7) 学校との連携等

地域クラブ活動は、青少年のスポーツ・文化芸術活動が有する教育的意義のみならず、集団の中で仲間と切磋琢磨することや、学校の授業とは違った場所で生徒が活躍することなど、生徒の望ましい成長を保障していく観点から、教育的意義を持ちうるものである。学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下、スポーツ・文化芸術活動による教育的機能を一層高めていくことが大切である。

地域クラブ活動と学校部活動とでは、運営団体・実施主体や指導者が異なるため、地域クラブ活動協議会等の場を活用し、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障する。その際、兼職兼業により指導に携わる教師の知見も活用する。

教育委員会及び校長は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

(8) 段階的推進

休日における学校部活動の地域クラブ活動への移行について、国としては、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付け、地域スポーツ・文化芸術環境整備のための取組を重点的に行っていくとしている。

本市では、令和8年度9月を目標に休日における学校部活動の地域クラブ活動への移行が進められるように、令和5年度から令和8年度8月までを改革推進期間とする。

地域クラブ活動協議会においては、改革推進期間の取組の成果や課題を集約するとともに、その結果を適切に評価・分析し、必要な対策を講じていく。その他、地域の実情等に応じてできるところから地域移行を進めていくことに留意する。